

様式 1

意 見 書 (本部意見)

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 (ふりがな)	〒 399-4114 ながのけんこまがねしうわぶみなみ
住 所 (ふりがな)	長野県駒ヶ根市上穂南 2-1 いなんぎょうせいくみあいしうぼうほんぶ
名 称	伊南行政組合消防本部
代表者名 (ふりがな)	しょうばうちょう からさわしげとし
電話番号	消防長 唐澤 茂 熊
メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、消防が利益を追求したものではありません。

119番通報についても、通話料は無料であり、便益を受けるのは国民です。

従いまして、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

[提出様式]

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課  
電波利用料企画室電子申請係 あて

郵便番号 501-6181  
住 所 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地  
電話番号 [REDACTED]  
氏 名 成田 勉  
職 種 笠松町役場 総務部総務課

電波法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

記

1. 電波利用は、公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、防災上必要な通信であるので、現行どおり電波利用料の減免をお願いしたい。

(注意事項)

- 1 ご意見等を十分に把握するため、連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。
- 2 御意見の記載にあたっては、ご意見及びその理由を日本語によりご記入下さい。長文となる場合には、ご意見の概要を簡単に御記入ください。
- 3 ご記入漏れやこの意見提出様式に即して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただくことがあります。

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号	604-0931
住 所	きょうとしなかぎょうくおしこうじとおりかわらまちにしいり 京都市中京区押小路通河原町西入る
氏 名	元のきちょう 榎木町450番地の2 ばえち きょうとししょうぼうきょく 京都市消防局
電話番号	しょうほううきょくちょう 消防局長 森澤 正一 もりさわしょういち
電子メール	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙の  
とおり意見を提出します。

## 別 紙

消防業務には、火災や風水害・地震等の自然災害はもとより、最近のテロ等によるN B C災害等の多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守り、その被害を最小限にとどめる迅速な対応が求められております。

また、最近の風水害等においても緊急消防援助隊の応援計画に基づき、地方公共団体に属する消防隊等が、全国のあらゆる災害現場へ出動する広域応援体制が強化され、これらの災害現場における応急対策において、国と市町村との災害情報の共有化の観点から、消防救急無線の重要性が再認識されたところであります。

このようなことから消防救急無線は、「非常時等における国民の生命・財産の保護に寄与する無線局」として国と市町村が一体化した活動形態であり、消防業務の重要性から鑑み、引き続き電波利用料の適用除外を要望します。

# 意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

〒 644-8686

御坊市蘭 350 番地

御坊市長 柏木 征夫

[REDACTED]

[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり  
意見を提出します。

記

高い公共性を有する地方公共団体の開設する無線局については、他の商用サービスと同様の課金はなじまず減免の対象とすべきである。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒 500-8570  
ぎふしやぶたみなみ  
住所 岐阜市薮田南2-1-1  
ぎふけんぼうさいきょくきかんりしつちょう  
氏名 岐阜県防災局危機管理室長  
やまもと やすおみ  
山本 保臣  


「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙の  
とおり意見書を提出します。

別 紙

○「地方公共団体が開設する無線局」について

消防・救急無線、水防無線、防災行政無線は現行どおり減免を行う。

理由： 消防・救急無線、水防無線、防災行政無線は、ともに住民の生命、身体、財産の保護に係る公共性があり、営利を目的としたものでない。

岐阜県は山間部が多く、県、市町村、消防本部は、それぞれ無線システムを構築し、サービスエリアを確保するために、多くの無線中継局を必要とします。今後、地方公共団体がデジタル化へシステム更新していくうえでも、現行のアナログ方式よりも整備のための経費がかかります。近年、県下各市町村では、財政悪化があり消防予算の削減がなされており、電波利用料の負担増は、無線局の局数削減で対応せざるを得なく、防災対策上好ましくないと考えられる。住民の安全に必要な、消防・救急無線、水防無線、防災行政無線の電波利用料について、現行どおりの減免とされたい。

○免許不要局からの電波利用料の徴収の適否について

免許不要局についても電波利用料を徴収すべきであり、その一策として、販売価格に上乗せする方法があります。

理由： 省電力無線システムに割り当てられている周波数帯域幅が、利用料創設当時から100倍の伸びがあることなど、他の周波数帯まで逼迫状況を増加している。利用者が増加しているため、安定した電波利用料の徴収が見込める。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 305-0821

(ふりがな) いばらきけんつくばしかすが  
住所 茨城県つくば市春日1-9

(ふりがな) つくばししょうぼうほんぶ  
氏名 つうしんしれいしつちょう  
おおつか としお  
つくば市消防本部通信指令室長  
大塚 利夫

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」  
に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱い」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見

消防救急無線、水防無線は、現行どおり全額免除とし、防災行政無線については、現行 1／2 免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

(1) 消防救急無線、水防無線は、災害に対応する際の非常通信であり、国民の生命、身体、財産（以下「国民の生命等」）の保護に係る緊急かつ重要な通信手段として、  
地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものであります。

従って、公共の利用目的以外に自己の目的実現のため使用するものに、利用料を課す場合とは区別し、電波利用料を免除すべきと考えます。

(2) 消防救急無線、水防無線は、国民の生命等の保護に必要不可欠なものとして設置されて

いるものであり、無線以外に通信を代替えする手段がないためのものであります。

従って、電波利用料を課しても電波有効利用のインセンティブになるとは考えられません。

(3) 都道府県及び市町村の防災行政無線は、国民の生命等を保護するために必要不可欠なものであることは、北陸、四国の豪雨でも明らかなところであります。消防救急無線及び水防無線と同様に、電波利用料を全額免除すべきと考えます。

(4) 電波利用料の徴収により、自治体の負担が増せば、デジタル化への移行等も控え地方自治体の厳しい財政事情の中で維持管理等にそのしわ寄せが及び通信設備の機能維持に支障が生じる恐れがあります。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒933-0057  
(ふりがな) たかおかしひろこうじ  
住所 高岡市広小路 5-10  
(ふりがな) たかおかししょうぼうほんぶ  
名称 高岡市消防本部  
(ふりがな) たかばやし よしひろ  
代表者 高林 善博  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として、低下することを避ける観点から設けられたものです。

我々消防機関においては、災害防除活動時などの消防業務に必要な最低限の消防無線活用のみとなっており、我々が消防無線を使用することが、市民サービスに繋がっていることは明白です。

また、市町村全体の予算が逼迫状況から脱却できず、消防費もその影響を受けている中で、消防無線デジタル化という国策にしたがって整備を進めている段階で消防費の負担増は避けられない状況下、さらに市民が肌で感じるサービスの向上とは認められにくい今回の電波利用料課金による消防費支出負担の増額には、市民のコンセンサスが得られないと考えます。

これらのことから、現行どおり特例措置を継続していただくか、あるいは、貴局の例えは「公的業務の電波利用に対する補助事業」として、自衛隊、警察、消防に対して、特別財政措置を施策していただきたく、意見を提出します。

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局電話部電波政策課  
電波利用料企画室電子申請係 御中

509-1302  
岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地  
[REDACTED]  
安江誠（東白川村役場/総務課）

( 当村は、中山間地域に属し、民間における情報通信インフラは、当然のことながら都市部と比較し遅れている。また、大規模地震や、近年多発している集中豪雨などの災害による通信手段の途絶には警戒する必要がある。

したがって、当村では、行政防災無線は、被災時の重要な通信手段と位置付け、消防団、自主防災会で継続的に訓練を行っている。

しかし、今回、電波有効政策研修会の報告をみると、防災行政無線の利用料減免措置を見直すよう提案されている。

我々のような自主財源の乏しい地方公共団体では、近年の構造改革による国庫補助金の減額や地方交付税交付金額の見直しなどで、財政状況は大変厳しい状況になっている。

当局にあっては、中山間地域における行政防災無線の重要性と市町村財政の現状をご理解いただき、防災行政無線の減免措置を堅持されるよう強く要望します。

(

## 意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課長 様

郵便番号 027-0301

住所 岩手県下閉伊郡田老町字館が森129-2

氏名 田老町

田老町長 野中良一

電話番号 [REDACTED]

E : mail [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

本町は、電波法第103条の2第6項に定める防災行政無線を整備し、津波警報等の自動放送を行い、地域住民に限らず幅広く観光客などの来訪者に対しても緊急情報を伝達し、公共性の高い利用をしています。

また最近は、国民保護を行う観点からも、機関を超え、公務に不可欠な通信手段としての価値が益々高まっているほか、有線よりも災害に強いことから無線以外に代替手段はない状況となっており、今後も積極的に利用したいと考えております。

このようなことから、電波利用料の徴収が、直ちに電波有効利用の誘因にはつながらないと思われますし、むしろデジタル化を進めることができが有効であり、その推進において追加的財政負担が障害になることが懸念されます。

したがって、現行どおり減免を行う案（A案）に賛成いたします。

## 意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒750-8521

住 所 山口県下関市南部町1番1号

氏 名 下関市役所 市長 江島 潔

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス  
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」  
に関する意見

本市において運用中の防災行政用の各無線局は、災害時において有線電話が途絶えた場合の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局を介しての情報伝達は、市民の生命及び財産を守り、災害を未然に防ぐことに大きく寄与しております。

これらの無線局は、公共かつ重要なものであり、新たな電波利用料の負担増は、防災体制の確立・維持に影響し、後退させるものと考えられますので、現行のとおり減免措置を切に要望するものであります。

## 意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒913-0042  
住 所 福井県坂井郡三国町中央  
一丁目1-36  
名 称 三国町消防本部  
代表者名 木綿谷正夫  
電話番号 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

現在、国や地方公共団体に対しては電波利用料の減免処置が設けられているが、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、住民への行政サービスの水準低下の恐れがあることから設けられたものである。しかし、この特例措置について、今回の電波利用料制度の見直しにより、国や地方公共団体にも電波利用料負担を課すことが検討され、また、無線LANなど免許を必要としない無線局からの利用料徴収も提案されている。

消防無線は、災害による国民の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止めるために活動時に利用するものであり、一般事業者等が電波により利益を受けるものとは異なるものであると思う。

ただ、電波利用料負担の公平性を確保する観点から見ると、消防無線の減免措置についても見直すべきとの意見も理解できる。

しかし、電波の有効利用により、より一層の住民サービスを目指して消防無線のデジタル化に取り組んでいく中、多額の経費を要する事業のため減免処置見直しで新たな財政の負担によりデジタル化移行に遅れが生じることが懸念される。

以上のことからも、消防無線の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたい、意見を提出いたします。

## 意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒396-0021  
(ふりがな) ながのけんいなしおおあざいな  
(住所) 長野県伊那市大字伊那3428-7  
(ふりがな) いなしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ  
(名称) 伊那消防組合消防本部  
(ふりがな) はやかわまさゆき  
(代表者名) 早川正行  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

伊那消防署

消防機関の任務は消防法第1条に規定されているとおり国民の生命、身体、財産の保護のため、消防車、高規格救急車、救助工作車等の車両を使用し、多くの消防資機材、高度な救急救命器具を活用し火災、救急、救助等災害現場に出動し活動を行っている。

「1分、1秒」を争う活動を行うための必要不可欠な通信手段として消防無線があり、無線なくして活動を行うことは不可能であり、こうした高い公共性を重視し、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から電波利用料の減免措置が設けられたものである。こうした考えは現在も何ら変わるものではなく、昨今の厳しい地方財政の状況を鑑みれば、減免処置を廃することにより、消防サービスの水準低下が一層懸念される。

消防機関が電波を利用することは住民のためであり、便益を受けるのも住民であり、利用料徴収が電波有効利用の誘因にはならないと考えられる。

また、消防への緊急通報の手段である119番通報については民間企業であるNTTは緊急性、公共性を考慮し無料としている。

消防機関は電波有効利用のため、平成23年度を目途に多額の経費がかかる無線のデジタル化に取り組んでいるが、電波利用料徴収に伴う新たな財政負担により、デジタル化が遅れることが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等への取扱いについては、今までどおり特例措置の継続をしていただきたく、意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

高遠消防署

NTT が公的機関である日本電々公社から民間企業の NTT に移行しても、緊急通報である 119 番の無料を継続している。無料の 119 番通報された災害時に使用する消防機関の電波利用料の有料は不自然ではないか。

確かに電波の利用という面から考えれば、公的機関も民間も平等に利用し、負担するこ

とが好ましいと考えられるが、公的機関である消防機関が使用する、それも災害時に使用する電波は、消防機関の利益を追求するものでもなく、働く職員の福利厚生に使うものでもない。災害時に国民の生命・身体・財産を守るために使用するものである。また、国民の生命・身体・財産を守るために使用する電波に、民間と同様に利用料を支払うことが電波の有効利用になるとは考えられない。

利潤を追求する民間企業である NTT が 119 番通話料を無料にしていることからも、国

民の生命・身体・財産を預かる消防機関が電波利用料の減免を継続して受けすることは、公的機関と民間との電波利用の不平等であるとは考えられない。今後も減免の継続を希望する。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

辰野消防署

消防業務において無線を利用せずして遂行することは、不甚だ難しく、仮に電波及び無

線を用いずに職務をまつとうするには、人的、時間、といったものが不足している災害現場においては致命的な結末を迎えるといつても過言ではないかと思われます。我々、消防職員は、「1分、1秒、でも早く。」を目標に日夜努力している日々であります。その掲げた目標は利益や利潤を追求するといった趣旨のものではなく、国民の生命・身体・財産を守るといった観点からみても、広く一般の方々の願いであります。その願い、目的を達成するにあたっては、今現在の厳しい財政の中では電波利用料を徴収することで予算を充当するには何かを犠牲しなくてならず、また、消防無線のデジタル化を推進する上では普及の妨げにすらなるかと思われます。

我々、消防職員の人的な努力がその財政的な負担により、1秒でも遅くなってしまうことは、遺憾であります。

したがいまして、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただくよう、意見を提出します。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

名 称 富山県経営企画部消防防災課  
代表者の氏名 課長 藤井 真次  
所在地 富山県富山市新総曲輪1番7号  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

都道府県防災行政無線は、都道府県、出先機関、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達等を行うための無線通信網であり、各機関と間でネットワークが構成され、地域防災上の重要な無線通信システムである。

また、市町村防災行政無線は、災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接、情報伝達を行う無線通信網であり、市町村役場と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報等を一斉通報する同報通信方式等の無線通信システムである。

この市町村防災行政無線は、先の新潟・福島豪雨災害等でも住民への避難勧告等の伝達において、その有効性が指摘されているところである。

このように、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信システムであるので、電波利用料の適用除外とすべきと考える。

意見書(案)

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 862-8570  
じゅうしょく くまもとしそいぜんじ ちょうめ ばんごう  
住所 熊本市水前寺6丁目18番1号  
じよしょく くまもとけんそそうむ ぶほうさいしょうばうか  
氏名 熊本県総務部防災消防課  
じやうめい くまもとけんそうむ ぼうさいしょうぼうか  
課長 畑坂 純夫  
かげなが はたさか すみお

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス  
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

### ◇ 地方公共団体の電波利用料の減免措置について

- 1 都道府県及び市町村の防災行政無線は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災上必要不可欠な無線局であり、一般の経済活動とは異なるものである。
- 2 都道府県防災行政無線の固定系及び移動系で使用している 60 MHz 帯の周波数は、使用期限が平成 19 年 11 月末までであり、その代替として 260 MHz 帯の周波数を使用した都道府県デジタル総合通信システムへの移行が決定されたところである。

本県は、山岳が多く地形的に電波伝搬状況が悪いため 260 MHz 帯への移行は、中継所の増設等の大幅な回線の見直しが必要となる。また、現在のシステムは整備から 10 年を経過し再整備の時期を迎えており莫大な経費が必要となる。
- 3 国の「三位一体の改革」における地方交付税等の大幅な削減により、県及び市町村の財政は大幅な財源不足が生じ非常に厳しい状況である。電波利用料を課すことは、さらなる財政負担となる。
- 4 最終報告書の論点にも取り上げられているとおり、消防救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護に係る極めて公共性の高いものであり、また、全国的にデジタル化に向けた整備が進められており、電波利用料の徴収は地方自治体に新たに財政的な負担を課すことになりその取り組みに影響を及ぼすことが考えられる。

以上の理由から、公共性の高い地方公共団体の防災行政無線及び消防救急無線についてはこれまでどおり減免措置を設けるべきである。

電波有効利用政策研究会最終報告書案に関する意見書.txt  
意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 (ふりがな)	514-8570 みえけんつしこうめいちょう13ばんち
住所 (ふりがな)	三重県津市広明町13番地 みえけん
名称 (ふりがな)	三重県 ちじ のろあきひこ
代表者 (ふりがな)	知事 野呂 昭彦 ぼうさいききかんりきょく
担当部局	防災危機管理局 防災対策室 しつちょう たけうちひろとし
電話番号 電子メールアドレス	室長 竹内 洋利 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

### 消防無線等に対する電波利用料の徴収についての意見

消防無線及び防災無線は、住民の安全を守るために必要不可欠なものであり、行政サービスとしての高い機能を常に維持していく必要があり、電波利用料による財政負担が増えることにより行政サービスとしての機能を低下させてはならない。

また、財政を圧迫することになれば、受益者負担の観点から住民に負担を転嫁せざるを得なくなる。

さらに、電波の有効利用においては、国の電波利用の方針に従い周波数移行、デジタル化等の対応を行なっており、そのための財政負担も重くなっている。

よって、消防無線及び防災無線については、利益を求めるものではなく、また電波の有効利用への協力も行なっていることから、今後も電波利用料の免除を継続していただきたい。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

件名のことにつき、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

## 意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

( 郵便番号) 〒650-8570  
(ふりがな) こうべしちゅうおうくかのうちょう  
(住所) 神戸市中央区加納町6-5-1  
(ふりがな) こうべししょうぼうきょく  
(名称) 神戸市消防局  
(ふりがな) きょくちょう ひらい けんじ  
(代表者名) 局長 平井 健二  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 「第2章第2節 電波利用料の使途のあり方」

(1) 消防・救急無線をデジタル化する事は、技術上の仕様が確定し、電波法関係審査基準も改正され、具体的検討段階にある。しかしながら、各市町村の財政状況が厳しく、その実現が困難視されており、移行期限までにデジタル化されない消防本部も有りえる。

報告書(案)では、電波利用料の使途として、電波の有効利用の推進が記されており、現状でも放送事業者等に手厚い助成がなされている。消防・救急無線をデジタル化することで、周波数占用帯域幅は小さくなり、電波の有効利用に大きく寄与する事から、電波利用料から消防本部への時限的な助成を検討していただきたい。

なお、この事は消防本部から電波利用料を徴収する事とは、別次元で議論すべきである。

### 2 「第6章第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて」

(1) 消防業務は、国民の身体、生命、財産を、水火災等の災害から保護することであり、極めて公共性の高い業務である。消防が電波を利用して適切な活動をおこなう事が、国民の利益に直結している。

仮に消防本部から徴収したとすれば、経費負担の増加は財政上の負担となり、消防サービスの水準が低下するか、水準を保つために経費増加分が税負担の増加となり、国民の利益にはならない。

上記のことより、消防本部から電波利用料を徴収することには、賛成できない。

(2) 報告書(案)からは、国庫の中での循環である事を理由に、国の機関が徴収を免除され、地方機関である消防本部からは、徴収するとも読み取れる。消防本部所有の無線機は、緊急援助隊の資機材として、消防庁長官の指示で災害防御に活用される。その意味では、国の無線機であるとも言え、国の各機関が電波利用料徴収を免除されるのであれば、消防本部の無線機も当然徴収を免除されるべきである。

(3) 消防・救急無線のデジタル化には、膨大な経費負担が必要であり、財政力に余裕のある一部の消防本部を除き、大部分の消防本部ではその実現性が危惧されているところである。

そのような状況の中で、電波利用料が徴収され財政負担が増えれば、消防・救急無線のデジタル化を、財政上の理由から断念せざるを得ない消防本部も有りえる。

この観点から、消防本部からの電波利用徴収には賛成できない。

## 意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波製作課 あて

〒508-0494  
岐阜県恵那郡加子母村3519番地2  
tel [REDACTED]  
加子母村  
加子母村長 粥川眞策

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」  
に關し、別紙のとおり意見を提出します。

国に於いては、東海・東南海地震における防災の強化を都道府県及び市町村に対し、依頼している姿勢に対して、今回の電波有効利用政策研究会報告によると、「防災は強化せよ。但し、使用料は増額します。」という方向に進む可能性があり、財政の観点からしても、少額であっても現行通り1／2負担、若しくは防災に関連するものため、適応除外であっても妥当と私共は考えます。是非とも御理解を頂き現状維持、若しくは適応除外で対処頂きますよう、お願い申し上げます。

見だしのことについて、当村の意見としましては、防災無線は、災害対応の非常通信であり、「村民の生命、身体、財産の保護」に係る重要な通信手段であることから、現状維持をお願いしたい。

藤橋村役場 総務課